

舞 鶴 総 第 229 号
令 和 4 年 3 月 23 日

舞鶴市議会議長
山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 2 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 4 年 3 月 18 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

165,000 円

2 事件の概要

市所有自動車が無鶴市一般廃棄物最終処分場敷地内の相手方所有のフェンスに接触し、フェンスを損傷させた。

3 発生日月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 発生場所

舞鶴市字大波上地内

舞鶴市一般廃棄物最終処分場